

# 船舶管理会社に係る登録制度の検討

---

# 船舶管理会社に係る登録制度の検討①

## 1. 登録制度の意義について

- ◆ 船舶管理会社に対する具体的な情報の不足、船舶管理会社の品質について統一的な管理・評価がなされていないことが船舶管理活用のネックである旨の指摘も踏まえ、船舶管理会社の情報や品質を「見える化」することに、登録制度の意義があるのではないか。

(参考) 船舶管理契約を締結しない理由(内航海運実態調査:平成28年12月より)

- ①利用するメリットが少ない(25.2%) ②船舶管理会社の管理レベルが不安(14.9%)、  
③事故の責任所在が不明確(13.8%)、④法的位置づけが不明確(5.9%)

- ◆ このような観点から、船舶管理業務の品質の向上、安全品質の高い船舶管理業務の安定的かつ継続的な実施のための枠組みとして、登録制度を構築してはどうか。
- ◆ 登録を受けた船舶管理会社との船舶管理契約の締結が増えることを通じて、船舶管理業務を利用することのメリットに対する認識が深化、広範化し、ひいては内航海運事業者の事業基盤の強化に資するのではないか。

## 2. 登録の対象範囲

- ◆ 登録対象は、船舶管理業務の実態等も踏まえ、船員を雇用し、管理する船舶に配乗等する業務である「船員配乗・雇用管理」、管理する船舶の堪航性を維持する業務である「船舶保守管理」、及び配乗する船員を通じて管理する船舶の運航実施を管理する業務である「船舶運航実施管理」の3つを全て含み、これらを一括して実施する者と、船舶の入渠時等における「船舶保守管理」業務のみを実施する者としてはどうか。
- ◆ このような登録対象者については、その業務範囲が異なることや、登録が「見える化」であること等を踏まえると、異なる登録類型としてはどうか。
- ◆ 3業務の一括実施は、船舶の入渠時等における「船舶保守管理」業務のみの実施を包含することを踏まえ、2つの登録類型の関係をどのように構築するか。

# 船舶管理会社に係る登録制度の検討②

## 3. 登録制度の仕組み

- ◆ 一定の水準以上の船舶管理業務の質を有する船舶管理会社の登録制度として、登録をする際の登録要件と、登録を受けた者が遵守すべき事項とを設定してはどうか。
- ◆ その際、登録要件としての人的要件や的確な業務遂行能力について、登録実務も踏まえ、どのように設定するのが適当か。また、事業者が遵守すべき事項に係る担保の枠組みを、不正又は不当行為をした場合等における登録抹消の枠組みも踏まえ、構築してはどうか。
- ◆ 安全品質の高い船舶管理業務の安定的かつ継続的な実施のための枠組みとするために、登録の有効期間を設けることとし、期間終了後も引き続き船舶管理業務を営もうとする者は、登録の更新を申請できることとしてはどうか。その際、最初に登録を受けた者の業務の質と、登録の更新を受けた者の業務の質についてどう考えるか。最初の登録期間を更新後の登録期間より短くすることは妥当か。
- ◆ 更新の際には、登録時の要件を満たすとともに、事業者が遵守すべき事項等に関する評価の仕組みを設けてはどうか。評価の枠組みについては、一定の水準以上のサービスを提供する船舶管理会社を「見える化」し、一定の水準以上のサービスの安定的かつ継続的な実施を確保する観点から、登録要件と更新要件の位置づけ等も踏まえて構築してはどうか。

## 4. 船舶管理の適正な業務遂行に係る事項

- ◆ 船舶管理業務に係る安全品質の向上等一定の水準以上のサービスを確保する観点から、事業実施に必要な体制に関する事項や、実施した事業に関する結果に関する事項等、登録を受けた者の適正な業務遂行に係る事項を設定してはどうか。
- ◆ 安全品質の高い船舶管理業務が安定的かつ継続的に実施されるべく、上述の適正な業務遂行が、登録期間中を通じて確保される枠組みを設けてはどうか。
- ◆ また、一定水準以上の船舶管理業務の活用を確保する観点から、登録を受けた船舶管理会社の活用インセンティブを設けてはどうか。

## 5. 登録制度の位置づけ及びその効果

- ◆ 登録制度は、登録を受けた船舶管理会社が適正に業務を遂行することを確保することにより、一定の水準以上の船舶管理業務の質を有する事業者を、登録という形で「見える化」する制度として位置づけてはどうか。その際、一定の水準以上の業務の質を有する船舶管理会社の多くが登録することを目指しつつ、船舶管理契約を締結する内航海運事業者数が多数には至っていない現状を踏まえ、柔軟な運用が可能な制度として構築してはどうか。
- ◆ 登録制度の創設により、登録船舶管理会社は適正な業務遂行が求められるとともに、登録を受けた船舶管理会社と契約する内航海運事業者は、登録を受けた船舶管理会社の情報を入手することが可能となり、内航海運業界における健全な船舶管理業の発展が期待されるのではないか。

## 6. 船舶管理業務の適正化に向けた制度構築の課題と当面の方針

- ◆ 登録制度の構築に際して、登録船舶管理事業者、マンニング事業者、みなし貸渡事業者の位置づけ、取扱いを整理すべきではないか。
- ◆ 制度の実施に際し、周知についてどう考えるか。登録することが「見える化」であることを踏まえると、登録制度の運用による登録事業者の出現が、周知にも資すると考えられないか。また、船舶管理契約における責任の分担、すなわち、船舶管理会社が負う責任と内航海運事業者が負う責任との相違について、登録制度とともに周知してはどうか。
- ◆ 制度構築後、当面は、一定程度の質の確保に留意しつつ、できるだけ多くの船舶管理会社が登録するための対応を講じてはどうか。また、内航海運事業者における船舶の契約形態を把握するため、船舶管理契約を締結する内航海運事業者の実態についても把握してはどうか。